港則法施行規則の一部を改正する省令

港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後

別表第二（第八条関係）

港の名称	航路の区域	特定条件
（略）		
京浜		
（略）		
横浜航路	第一号の地点から第五号の地点までを順次に結んだ線と第六号の地点から第十号の地点までを順次に結んだ線との間の海面 一　横浜大黒防波堤西灯台（北緯三十五度二十六分五十三秒東経百三十九度四十一分三十八秒）から二百九十一度三千六百六十メートルの地点 二　横浜大黒防波堤西灯台から二百九十八度二千九百九十メートルの地点 三　横浜大黒防波堤西灯台から二百九十八度千八百五十メートルの地点 四　横浜大黒防波堤西灯台から二百三十八度三十分二十メートルの地点 五　横浜大黒防波堤西灯台から百二十七度九百六十メートルの地点 六　横浜大黒防波堤西灯台から二百八十四度三十分三千五百五十メートルの地点 七　横浜大黒防波堤西灯台から二百八十五度三十分三千三百六十メートルの地点 八　横浜大黒防波堤西灯台から二百八十七度二千十メートルの地点 九　横浜大黒防波堤西灯台から二百八十六度千八百七十メートルの地点 十　横浜大黒防波堤西灯台から百六十三度三十分千七十メートルの地点	
（略）		
阪神		
（略）		
大阪航路	第一号の地点から第三号の地点までを順次に結んだ線と第四号の地点から第六号の地点までを順次に結んだ線との間の海面 一　大阪南港南防波堤灯台から三十九度千七百二十メートルの地点	

改正前

別表第二（第八条関係）

港の名称	航路の区域	特定条件
（略）		
京浜		
（略）		
横浜航路	第一号の地点から第五号の地点までを順次に結んだ線と第六号の地点から第十号の地点までを順次に結んだ線との間の海面 一　横浜外防波堤北灯台（北緯三十五度二十七分二十一秒東経百三十九度四十分三十三秒）から二百八十四度千八百四十メートルの地点 二　横浜外防波堤北灯台から二百九十七度千百四十メートルの地点 三　横浜外防波堤北灯台 四　横浜外防波堤北灯台から百十八度三十分千八百六十メートルの地点 五　横浜外防波堤北灯台から百二十一度二千八百十メートルの地点 六　横浜外防波堤北灯台から二百七十度三十分千八百メートルの地点 七　横浜外防波堤北灯台から二百七十一度千六百メートルの地点 八　横浜外防波堤北灯台から二百二十五度四百十メートルの地点 九　横浜外防波堤南灯台（北緯三十五度二十七分九秒東経百三十九度四十分二十六秒） 十　横浜外防波堤北灯台から百三十四度二千七百二十メートルの地点	
（略）		
阪神		
（略）		
内港航路	第一号の地点から第三号の地点までを順次に結んだ線と第四号の地点から第六号の地点までを順次に結んだ線との間の海面 一　大阪南港南防波堤灯台から四十九度三十分三千百五十メートルの地点	